

## 税源移譲の問題点

国から地方への税源移譲で平成19年6月から多くの人の住民税額が上がった。

「国（所得税）から地方（住民税）へ3兆円の税源が移譲されます。税源移譲によって住民税が増えても所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。」という政府の説明には多くの問題点を含んでいる。

### 図1

#### 1. 税源移譲の時期の問題点

- ① 所得税はその年の所得に対してかかるが、住民税は前年の所得金額を課税対象として計算される。これは「前年所得課税主義」といって、同一年の所得に対して、国税である所得税と地方税である住民税を一体として課税するという大もとの体系を表す意味がある。従って税源移譲による所得税の税率変更を平成19年の1月分から実施する場合、住民税の税率変更は本来なら平成20年の6月に実施することになる。ところが税源移譲にあたって政府・与党は、平成19年の6月分から、平成18年までの5%、10%、13%の住民税の税率を一律10%に変更した。これにより平成19年は本来5%の税率で課税される課税所得200万以下の部分は5%の増税、年課税所得200万円超700万以下の部分は変わらず、年課税所得700万超の部分は3%の減税となる。つまり200万円の課税所得（給与収入、約360万円）の人は $200万 \times 5\% = 10万円$ の増税に、700万超の人は減税額が無限大に伸び、仮に1億円の課税所得（給与収入、約1億770万円）の人は $(1億円 - 700万円) \times 3\% = 279万円$ の減税となる。

平成18年の所得→平成18年の高い所得税（最低10%）

→平成19年の高い住民税（一律10%）

平成18年の所得に対して最低税率が本来の15%（10%+5%）から20%（10%+10%）に上がり、最高税率は本来の50%（37%+13%）から47%（37%+10%）に下がることになる。

平成19年の所得→平成19年の低い所得税（最低5%）

→平成20年の高い住民税（一律10%）

住民税の税率を上げる時期を、平成20年とすると、最低税率15%(5%+10%)、最高税率50%(40%+10%)となり、税源移譲による納税者の負担は変わらない。

## ② 税源移譲の時期に派生する問題

▽ 今回の税源移譲で多くの人は、住民税は上がるが所得税は下がる。しかし退職等に伴い平成19年に所得が激減した人は今年の所得税「減税」の恩恵がないまま、平成18年の所得に応じた住民税の「増税」をかぶることになる。このような「取られ損」をなくすため、住民税を税源移譲前の額まで減額する特別措置がある。ただいったん納税した後、平成20年の7月に市区町村に還付手続きをしなければならず、しかも対象者は平成19年の所得税がゼロの人に限られる。

▽ サラリーマンのように、毎月の給料から税金を天引きされている人は、所得税の減少は平成19年1月の給料から、個人住民税の増加は平成19年6月の給料からそれぞれ実施され、形だけは税負担の減少が先行する。その一方で事業をしている人は、個人住民税の増加は平成19年6月から、所得税の減少は平成20年3月の確定申告からそれぞれ実施され、税負担の増加が先行する。つまり個人事業者は平成19年3月に高い所得税を支払い、平成19年6月に高い住民税を支払う形となり、担税力の点でも大きな影響がでている。

## 2. 所得税と住民税の所得控除の違いから来る問題点

所得税と住民税では所得控除の額が違う。住民税の所得控除は所得税に比べ小さいものが多い。同じ人なのに課税所得は住民税の方が所得税より大きいという現象が起きるのはこのためだ。一方、税源移譲では課税所得が200万円以下の部分で、住民税率が5%から10%に引き上げられた。このままだと控除の差額に上げ幅の5%をかけた額だけ、住民税が増えてしまう。この増税を打ち消すため、住民税額を減額する調整控除が投入された。ただこの調整控除の対象は、基礎控除や配偶者控除、扶養控除などの「人的控除」のみで、生命保険料控除、損害保険料控除の差額分(年最大3万5千円)は調整されない。生命保険料、損害保険料控除を上限いっぱいまで受けている人の場合、年1750円の負担増が残る。

※平成20年からは、生命保険料控除、地震保険料控除の差額分(年最大5万5千円)となり、最大年2750円の負担増となる。

	所得税	住民税
生命保険料控除額	最高10万円	最高7万円
損害保険料控除額	最高1万5千円	最高1万円
基礎控除額	38万円	33万円
※地震保険料控除額	最高5万円	最高2万5千円

### 3. 税源移譲により派生する問題

国民健康保険料の額は市町村が独自に決める。所得額をもとに算定する方式を採用している自治体が大半だが、住民税額をもとにする自治体も、東京23区、武蔵野市、調布市、横浜市、名古屋市、神戸市など、大都市圏を中心に39ある。住民税額方式だと、住民税に率をかけるため、住民税が倍になると国民健康保険料も倍になることになる。住民税方式を採用している自治体では、税額にかける料率を下げるなどして保険料を抑える措置をとった所も多い。それでも住民税の増加率の高さ、料率の下げ幅の少なさ、加入者全員の住民税に率をかけ合計する計算方法などの理由で、倍以上の国民健康保険を請求された例も珍しくない。このほか、保育料の算定に住民税額を一部使っている自治体もあり、税源移譲はこの算定にも影響する可能性がある。

課税所得が200万円（独身40歳）の場合の国民健康保険料18年度と19年度の比較

	18年度	19年度	差
東京23区 (例新宿区)	259300円	271300円	12000円
武蔵野市	183300円	302925円	119625円
調布市	215700円	306900円	91200円
横浜市	266400円	289585円	23185円

### 4. 終わりに

平成18年の所得には最低20%、最高47%の率で税金がかけられ、低所得者に10万円（所得控除の調整で実際は97500円）の税負担増となった。この事実が起こった平成19年は、江川選手の空白の一日のように空白の1年として後々まで語られることになるだろう。そして政府の、住民税の課税原則を無視し、平成19年の住民税課税が、平成19年の所得税課税とさも同一なように装った宣伝に意見をいわず、この改正を許した税理士会、税政連、税理士はおおいに反省する必要がある。このことを言うて行けるのは税理士しかなかった。現に多くの税理士から、住民税が上がるのは平成20年だと思っていた等の話を聞いた。こういう考えを実行に移すのは一人ひとりの税理士が公正な税制改正に目を光らせ声を出すことである。こういう税理士をふやすことも税理士会、税政連の重要な役目だと思う。

(政策副委員長 菊池 純)

